

子育て支援休暇拡大! 「自然学校や修学旅行の説明会」も対象に!

病休・育休・育児部分休暇は30日以内の期間率を維持!

期末手当を12月期に0.15月分引き下げるも、会計年度任用職員は対象外に!

兵庫教組・兵高教組・兵高従組合同交渉団は、11月25日の午後1時15分から第2回交渉を行い、その後も断続的に交渉を行いました。25日午後9時30分、兵庫教組交渉団は、「コロナ禍で奮闘する教職員にとって一時金減額は大変不満である。また、勤務時間把握、教員未配置解消については現場実態を反映しているとは言い難く、具体的な改善を改めて要請する。しかしながら会計年度任用職員の期末手当削減見送り、病気休暇等の期間率の維持、休暇制度の前進的対応、などを評価し提案を受け入れる。」と表明し、今期の賃金権利確定闘争を終結しました。

1 給与・一時金の改定

- (1) 給料表 改定は見送り
 (2) 特別給(期末・勤勉手当) 2021年12月期から
 会計年度任用職員は2022年6月期から

▼現行4.45月分→4.30月分へ期末手当に反映▼5.9万円

		6月期	12月期
21年度	期末	1.275月(支給済)	1.125月(現行1.275月)
	勤勉	0.950月(支給済)	0.950月(改定なし)
22年度	期末	1.200月	1.200月
	勤勉	0.950月	0.950月

▼再任用職員 現行2.35月分→2.25月分へ

		6月期	12月期
21年度	期末	0.725月(支給済)	0.625月(現行0.725月)
	勤勉	0.450月(支給済)	0.450月(改定なし)
22年度	期末	0.675月	0.675月
	勤勉	0.450月	0.450月

◆会計年度任用職員 現行2.55月分→2.4月分(2022年)

		6月期	12月期
21年度	期末	1.275月(支給済)	現行通り1.275月
22年度	期末	1.200月	1.200月

*会計年度任用職員は今年度の引き下げはなし

2 休暇制度の改善

- (1) 不妊治療のための休暇
 特別休暇(原則年間5日 最大10日)
 休暇の単位; 1日または1時間
 対象職員; 常勤及び会計年度任用職員
 実施時期; 2022年1月1日
 病気休暇としての取得も引き続き認める
- (2) 会計年度任用職員の休暇制度
 1. 配偶者出産休暇
 2. 男性の育児参加のための休暇
 3. 産前産後休暇
 給与の取扱い; 有給
 実施時期; 2022年1月1日
- (3) 子育て支援休暇の対象拡大
 「自然学校」「修学旅行」の説明会も対象とする。
 実施時期; 2022年1月1日

3 勤勉手当期間率の改定

- (1) 1カ月以内の育児休業、30日以内の病気休暇及び育児部分休暇については、勤務期間から除算しない。(合算しない)現行の期間率(100%)を維持する。
 (2) 実施時期; 2022年6月期(2021年12月2日以降)
 対象については次号でお知らせします。

勤務期間	病気休暇 育児休業 育児部分休暇 [合算しない]	停職・専従 育児欠勤等 (改正前差)
6箇月	100% (現状維持)	100 (-)
5箇月15日以上6箇月未満		95 (▼5)
5箇月以上 5箇月15日未満		90 (▼10)
4箇月15日以上5箇月未満	80 (▼15)	
4箇月以上 4箇月15日未満	70 (▼20)	
3箇月15日以上4箇月未満	60 (▼20)	
3箇月以上 3箇月15日未満	50 (▼20)	
2箇月15日以上3箇月未満	40 (▼20)	
2箇月以上 2箇月15日未満	30 (▼25)	
1箇月15日以上2箇月未満	20 (▼25)	
1箇月以上 1箇月15日未満	15 (▼20)	
15日以上 1箇月未満	10 (▼20)	
15日未満	5 (▼20)	
零	0 (-)	

4 臨時的任用職員の2級格付け

現行「44歳以上」の年齢制限を撤廃。(大卒20年、常勤14年以上、1級83号給到達者が対象となる)

5 その他

- (1) 初任者対象のメンター制度の拡大
 1年目の小中学校事務職員にも対象を拡大。
- (2) 業務縮減
 スクール・サポート・スタッフ(SSS)が市町で配置しやすくなるよう来年度当初予算編制において対策を検討。
- (3) 勤務時間把握
 県の記録簿を活用する場合、その記載の仕方は各市町の教育委員会において判断すべきもの。